

京都市都市計画局土木設計等委託業務成績評定要領

平成21年4月8日

令和2年3月30日改正

令和7年5月30日改正

(目的)

第1条 この要領は、都市計画局の所管に属する土木設計の委託業務について、その成績評定に必要な事項を定め、もって業務委託の適正な履行の確保を図り、土木設計委託業務の品質確保に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2条 この要領の対象業務は、建築設計等委託業務監督・検査要綱に定める土木設計業務とする。

(評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、建築設計等委託業務監督・検査要綱に定める監督員及び検査員とする。

(評定の時期)

第4条 監督員は、当該業務が完了したとき、検査員は検査を実施したときに、速やかに評定を行う。

(評定の方法)

第5条 評定は、評定者ごとに、独立して的確かつ公平に行う。

2 評定者は、評定の結果を別記様式第1に定める土木設計等委託業務成績評定表（以下「評定表」という。）に記録するものとする。

(設計業務受託候補者選定委員会への報告)

第6条 業務担当課は、検査員の評定の完了後、速やかに評定表の写しを京都市都市計画局設計業務受託候補者選定委員会設置要綱で定める設計業務受託候補者選定委員会の事務局に提出しなければならない。

(設計等業務受注者への通知)

第7条 業務担当課は、評定を行った場合は、遅滞なく、当該委託業務の受注者に対して、評定の結果を、別記様式第2により通知するものとする。

2 業務担当課は、通知に係る文書発送簿を整備するとともに、通知書の写しを保管しなければならない。

(評定の修正)

第8条 業務担当課は、前条第1項の通知をした後、当該評定を修正する必要がある場合は、評定を修正しなければならない。

2 業務担当課は、前項の規定に基づく修正を行ったときは、その結果を別記様式3に定める評

定結果の再通知書により、当該受注者に遅滞なく通知するものとする。

(説明請求)

- 第9条 第7条第1項又は前条第2項の規定に基づく通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日(以下「休日」という。)を含む。)以内に、書面により、市長に対し、評定の内容について説明を求めることができる。
- 2 前項の書面には、請求者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地)、請求の対象となる評定に係る業務、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項を記載しなければならない。
 - 3 第1項の説明請求の送付先は、業務担当課とする。

(説明請求に対する回答)

- 第10条 業務担当課は、前条第1項の規定に基づく説明請求を受けたときは、別記様式第4に定める評定内容の説明書により、速やかに回答するものとする。
- 2 業務担当課は、前項の規定に基づく回答を行った場合、その写しを別に定める京都市都市計画局説明請求審査委員会(以下、「委員会」という。)の事務局に提出しなければならない。
 - 3 委員会は、別に定める要領に基づき設置するものとする。

(再説明請求)

- 第11条 前条第1項の規定に基づく回答を受けた者で、当該回答になお不服がある者は、通知を受けた日から起算して14日(休日を含む。)以内に、書面により、市長に対し、再説明を請求することができる。
- 2 第9条第2項及び第3項の規定は、前項の書面について準用する。

(再説明請求に対する回答)

- 第12条 業務担当課は、前条第1項の規定に基づき再説明の請求を受けたときは、別に定める委員会にその内容について審議を依頼するものとする。
- 2 業務担当課は、委員会での審議結果を受け、別記様式5により回答するものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日以降に完了した土木設計業務等について適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日以降に完了した土木設計業務について適用する。

附 則

この要領は、令和7年6月1日以降に完了した土木設計業務について適用する。

検査結果の通知書

第 号
年 月 日

受注者

様

京都市長

（担当 都市計画局 部 課）

下記の業務について、契約書及び委託仕様書に基づき検査を行い、京都市都市計画局土木設計等委託業務成績評定要領に基づき、評定を行いましたので、その結果を通知します。

なお、京都市都市計画局土木設計等委託業務成績評定要領については、ホームページにおいて閲覧することができます。

ホームページ URL: <https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000081830.html>

記

- 1 委託業務名
- 2 完了検査年月日
- 3 評 定 点 別紙「項目別評定点通知表」のとおり

※問合せ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市都市計画局 部 課

電話 0 7 5 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

項目別評定点通知表 (〇〇調査業務)

業務名 _____

受注者名 _____

評価項目	業務評定点	満点
専門技術力		600
管理技術力		500
コミュニケーション力		100
取組姿勢		200
成果品の品質		700
評定点の加重平均点		2100
	／100点	100点／100点
事故等による減点		
瑕疵修補又は損害賠償による減点		
総合(業務)評定点	／100点	

評定結果の再通知書

第 号
年 月 日

受注者

様

京都市長
(担当 都市計画局 部 課)

下記の業務について、評定点を修正しましたので、通知します。

記

- 1 委託業務名
- 2 完了検査年月日
- 3 評定点（修正後） 別紙「項目別評定点通知表」のとおり

※問合せ先
〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
京都市都市計画局 部 課
電話 0 7 5 - 〇〇〇 - 〇〇〇

評定内容の説明書

第 号
年 月 日

請求者

様

京都市長
(担当 都市計画局 部 課)

年 月 日付けで説明請求のありました委託業務成績評定について、下記のとおり回答します。

記

- 1 委託業務名
- 2 説明内容

※問合せ先
〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
京都市都市計画局 部 課
電話 0 7 5 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

評定内容の再説明書

第 号
年 月 日

請求者

様

京都市長
(担当 都市計画局 部 課)

年 月 日付けで再度、説明請求のありました委託業務成績評定について、京都市都市計画局説明請求審査委員会において審議しましたので、下記のとおり回答します。

記

- 1 委託業務名
- 2 審議結果

※問合せ先

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市都市計画局 部 課

電話 075-○○○-○○○○